

63. 1. 26

第4回 人口問題審議会「人口と家族に関する特別委員会」 配付資料

昭和62年11月16日（月）

1. 議事次第
 2. 資料1 昭和61年国民生活基礎調査の概要 B50.10#40#86G
 3. 資料2 報告書骨子（案）
 4. 資料3 前回議事要旨
 5. 「人口と家族に関する特別委員会」報告書各章の委員分担表（試案）
- その他
(参考資料)
サンケイ新聞「正論」

第4回 人口問題審議会「人口と家族に関する特別委員会」 配付資料
昭和62年11月16日（月）

1. 議事次第
2. 資料1 昭和61年国民生活基礎調査の概要 B50.10#40#86G
3. 資料2 報告書予骨子（案）
4. 資料3 前回議事要旨
5. 「人口と家族に関する特別委員会」報告書各章の委員分担表（試案）

その他

（参考資料）

サンケイ新聞「正論」

「人口と家族に関する特別委員会」

昭和62年1月16日(月)

午前10:30~12:30

共用第8会議室(2階)

議事次第

1. 開会

2. 老親扶養について

高野喜代子

(質疑応答)

3. 家族と社会の関係について

大森幸内

(質疑応答)

4. 報告書骨子(案)について

阿藤寺内

(意見交換)

5. その他

次回2月16日(月) 14:00~16:00

6. 閉会

自己付資料

1. 昭和61年国民生活基礎調査の概況 → B50.10×40×86g

2. 報告書骨子(案)

3. 前回議事要旨

(参考資料)

サンケイ新聞「正論」

「人口と家族に関する特別委員会」 報告書骨子 (案)

第一章 日本の人口の現状と課題

日本の人口の現状、将来の高齢化、人口と家族の関係、本報告書の趣旨について記述する。

第二章 結婚の変化と要因

結婚をめぐる諸状況の変化（結婚観の変化、晩婚化、親との同居の状況の変化、等）について現状を記述し、要因を分析する。

第三章 出産の変化と要因

出産をめぐる状況の変化（出生率の低下、出産に対する意識の変化、等）について現状を記述し、要因を分析する。

第四章 子育て（親子関係）環境の変化と要因

子育てをめぐる状況の変化（核家族の増加、母親就業の増加、等）について現状を記述し、要因を分析する。

第五章 夫婦関係の変化と要因

夫婦関係をめぐる状況の変化（夫婦の家事分担の変化、離婚再婚の動向、等）について現状を記述し、要因を分析する。

第六章 世代間関係の変化と要因

世代間関係をめぐる状況の変化（同別居意識の変化、老親介護の動向、等）について現状を記述し、要因を分析する。

第七章 地域と家族

家族関係における地域差（都道府県による差、農村と都会の差、等）について現状を記述し、要因を分析する。

第八章 欧米諸国における家族の変化

欧米諸国における家族関係の現状（離婚、同棲の増大、出生率の低下、等）について日本との比較という視点で記述し、分析していく。

第九章 家族に関する提言

家族の重要性多様性を記述し、国民が健全な家族関係の中に生活を営めるよう、種々の行政施策において配慮する必要性を提言。

具体的には、希望子供数と実現子供数の差を解消し全員が希望子供数を実現出来るように女性の出産、育児休暇の大幅増、労働時間の短縮、産業の地方分散と居住環境の改善、地域コミュニティの育成とボランティア活動の推進、在宅福祉の充実に加え相続税や民法の問題等にいたる幅広い提言を行う。

第3回「人口と家族に関する特別委員会」 議事要旨

日 時 昭和62年9月17日(木) 午前10時30分 ~ 12時30分

場 所 厚生省特別第一会議室

出席者

伊藤善一委員
伊部英男委員
岡崎陽一委員
河野稠果委員
人見康子委員
福武直委員
小此木啓吾専門委員
高原須美子専門委員
藤原房子専門委員
阿藤誠専門委員
内野澄子専門委員
清水浩昭専門委員
山口喜一専門委員

議事概要

1. 開会

2. 報告「離婚問題研究会の報告等について」 (児童家庭局企画課
星野補佐)

3. 報告「親子関係について」 (小此木 専門委員)

4. 報告「女性の目から見た家庭について」 (藤原 専門委員)

5. 質疑応答

阿藤専門委員 フィンランドで子供を生まない運動が女性たちによって組織されて
いると言われたのですが、それは、どういうものですか。

藤原専門委員 私が実際に行った訳ではありませんが、聞いた話によりますと、
チェルノブイリの事故の後に非常にたくさんの放射性物質が降りてくる
ということで、西欧でかなり問題になったときに草の根グループから
始まって、子供を生まない運動が起こりました。そして、フィンランド
の場合は4,000人が組織されているというように聞いております。

阿藤専門委員 小此木先生のご報告の中に出てきたモデルはアメリカが中心ですが、
例えば、ヨーロッパというのはアメリカと同じように見ていいのでしょうか、違うのでしょうか。
特に南のイタリアあたりは割合日本に近いようなことを言う人もいるようですが、その辺はどうでしょうか。

小此木専門委員 アメリカとヨーロッパの共通点は、前回の特別委員会で報告が
あったコハビテーションの問題とか、出生率の問題とか、離婚、
再婚などの傾向が基本的には非常に近いのです。ただし、ヨーロッパ
は御承知のようにプロテスチント圏とカトリック圏でかなり表れ方に違
いがあります。例えば、同じコハビテーションをしていても、子供が
出来たときにスウェーデンですと入籍しないでお母さんと子供だけに

なってしまうケースが増えているのですが、イタリアなどですと妊娠すると入籍して結婚するというケースが多いのです。

イタリアは非常に日本と似ていて、いわゆる潜在離婚型家庭が多いのです。つまり、カトリックが強いのでなかなか離婚が出来ないため、実際には愛人がいたりしても離婚だけはしないでいます。その辺は、同じヨーロッパでも文化によってその対処の仕方がそれぞれ違います。

それから、北欧の人の男女関係や親子関係を理解するときには、例えば、スウェーデンの人というのは日本人と比べると非常に内気といいますか、物をしゃべらないといいますか、情緒的なコミュニケーションが違いますし、北欧の人にとって、男女関係というものは日本人が一杯飲んで和氣あいあいとやるのに非常に近いような、人間の触れ合い的な要素として重視されているようですから、基本的なそういう情緒的な物の違いも考慮に入れるべきだと思います。それは、南に下がると型は違いますが、やはりあるのではないかと思っております。

伊藤委員

小此木専門委員

ユリシーズ・シンドロームというは何ですか。

ユリシーズ・シンドロームというのは、最近アメリカの男性の中に女性と親しくすると自分がふぬけになってしまといったような恐怖感が強くなって一種の女性恐怖症になってしまい、そのため女性とかかることを避けるような男が増えてきたということです。それは、逆に言うと女性が大変強くなったためでもあり、そういう誘惑に引き込まれると大変だということで、それが、アメリカの場合には同性同志で暮らすほうが安全だということになる訳です。

ですから、先程の報告に出てまいりましたスーパーウーマン・シンドロームとユリシーズ・シンドロームは、ちょうど対比的にアメリカで起こっている訳です。

藤原専門委員

先程、男と女の愛情のモデル提供ということでお父さんとお母さんが

男性と女性として子供達に性役割といいますか、性の特徴のようなものを日常的に示すということを言わましたが、例えば仕事面でハウス・ハズバンドがこれから出てきて家庭の仕事を男女が共同で担うようになったとき、愛情のモデルではなくて仕事のモデルというものが変わった場合に、やはり、子供のアイデンティティーの確立にはマイナスなのでしょうか。

よくマーガレット・ニードなどが女性が強くなるということは女性にとってはとてもいいことだが、男性にとってはさまざまなデメリットがあり、特に男の子の養育には問題だというようなことを昔書いていました。子供というのは非常に具体的に親の暮らしを見ながら学んでいくため、家庭の中での父母の役割がもしも非常に似通ったものであったりときにはお母さんがほとんど家に帰ってこなくてお父さんがご飯を食べさせたり洗濯したりするということになった場合に、男子の教育には悪い影響があるのではないかと思うのですが、いかがなものでしょうか。

小此木専門委員

5月5日の節句に、男の子の場合に最近刀とかよろい兜という侍的なモデルが現実と即さないということで問題になっております。それをもっと突き詰めると、今のようにお父さんが御台所している姿をモデルに出来るかどうかという問題になってきますし、そういう男性が日本でもこれからどのくらい出現するか分かりませんが、やはりいい悪いではなく役割モデルというのは随分変わっていくのではないかと思います。

ただ、順天堂大学の解剖の教授のお話では、基本的な生物学的レベルでの男性と女性の違い、あるいは役割の違いは、基本的な能力のところにはそれほど差がないというのです。一番差が出るのはセックスの部分それから男女のかかわりの部分だそうです。それから言うと、家事などのレベルは余り問題がないと思いますが、一番問題が起きるのは役割が流動化していったときに、性生活とか、バイオロジカルな問題につなが

る部分だと思います。

現に、最近私の病院の精神科も含めまして、大卒の初婚の男性でいわゆる未完成結婚といいいますが、結婚はしているが男がセックスが出来ないために、眞の夫婦に至らないで奥さんに連れられて病院に来るという方が、この10年で大体5倍ぐらいに増えています。ですから、今後そういうような問題がますます出て来るのではないかと思います。家事のレベルでしたらまだそれは流動的な部分になると思うのですが、もっと深い部分の問題になると心配です。

福武委員長

藤原専門委員、先程の報告の中で労働評価の基準を変革するというよう言われたところを、もう少し説明していただけませんか。

藤原専門委員

妊娠末期でも産休に入るまでは勤めている訳ですが、そのときは深夜勤務をするといつても限界がありますし、出張といつても行けませんので人と代わってもらうことになります。これは当然キャリアを形成していくうえにはマイナスになるのですが、それは当然の事だということがまだ確立しておりませんので、周りが何となく妥協しているという恩恵によってごまかしていると思うのです。ですから、労働能力が6割か8割ぐらいに低下するのは当然であるというように、周りが認めてしまえば、その人の生涯にとってのマイナスとしては残らないのではないでしょうか。むしろ、そこを周りがきちんと認めてしまわるために、いつまでたってもあの人は産休を2回取ったとか、産休前には能力が大幅に低下したとか言われて、女性のデメリットとしてキャリア・ウーマンを脅かしているのではないかということを申し上げたかった訳です。

小此木専門委員

親子関係の国際比較ということで、子供の家庭内暴力の問題についてお話をしたいと思います。アメリカで家庭内暴力といいますと当然親による幼児虐待なのですが、日本で家庭内暴力というとこれは逆に子供が親をいじめる方を言うのです。全然そこの流れが逆でして、日本の方は

人見委員

子供を大事にしている向きがまだまだあるのではないかと思います。

私はその点には反論がございまして、日本の場合は親が子供をぶつりするというのは、親の一種の懲戒権の範囲だというように考えて社会は問題にしないという認識の違いがあるのではないかと思うのです。ですから、子供が暴力行為をするというのはどこかに暴力行為の芽がある訳です。むしろ、暴力行為というのは拡大再生産されるので、親から暴力を受けた子供が今度は暴力を振るうということで、子供の暴力行為は何も原因なしに出てくるものではないというように見ております。

小此木専門委員

ただ、その程度とか量が大分違うのではないかという気はしております。

高原専門委員

私がアメリカに行って聞いたところによりますと、日本の懲戒権程度の暴力行使ではない親の子供に対する暴力が大変問題になっていたので程度が違うのではないかと思います。

河野委員

私どもは、今まででは家族というのは人口学的アプローチ、あるいは社会学、人類学という範囲で考えておりましたが、小此木先生の言われた病理学という面からも非常に深みがあるなと思いました。欧米との相違の背景として、日本の儒教文化、アメリカのキリスト教的な文化とよく言われますが、日本の3世代同居に対し欧米の別居というのは背景にかなりキリスト教的なものがあるのか文化的なものがあるのか、あるいはもっと根本的な社会経済的なものがあるのかお聞きしたいと思います。

また、ここにある契約の原理と縁の原理というのは非常に面白く、縁などは特にある意味では昔の思想と非常に似ているような気もしますし、そういう意味では非常に長い連綿とした文化の背景があるかと思いますが、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、先程のベビーシッター・システムについては私もアメリカ

小此木専門委員

に10数年おりまして、非常にベビーシッターを利用していたのですが、やはり日本ではディマンドがないのではないかと思います。大体、パーティーのお呼びは本人だけで奥さんは呼ばれませんし、また、一種の潔癖性といいますか、他人が家に来て冷蔵庫を開けるということは非常に嫌います。ですから、いろいろ理由はあると思いますが、やはりディマンドがないということが大きな理由の一つではないかと思います
やはり ディマンドがないといいますか、確かに一方では頼めば便利だと思ってもそういう小さい子に頼む勇気がないということではないでしょうか。けれども、昔は日本にも子守りというのはあった訳ですから、最近はどうしてなのかと私も思っています。

それから、社会経済の問題と文化の問題というのはよく分かりませんが、やはりユダヤ、キリスト教的な家族観と、日本的な家族観と、中国的な家族観はみんなそれぞれ違うようです。もう少し専門的に家族社会学的に申し上げますと、中国などはもっと血縁モデルが濃厚なのに比べて、日本の江戸時代ぐらいからの家族を中国のある学者はキントラクトつまりこれを訳すと、契約の約と血縁の縁で縁約モデルだというようにいってあります。つまり、長男長子相続制ではなく、能力のある息子さらに言えば能力のある養子を取って娘の婿にして家督を継がせるということが特に江戸の町人の家庭などで随分多く、ほかのアジア諸国のように頑固に拡大家族でしかも長男が家長的というものとは随分違うモデルであるというのです。それがまた日本の資本主義を能率化したといいますか、生産性を高めているという説もありますし、専門的にはいろいろな問題がまだ関連しているというように考えられております。

福武委員長

ほかにございませんでしょうか。

10月8日に入口問題審議会がございまして、そこでこの特別委員会の進行状況を報告する訳ですが、その時に今後の予定も報告出来れば

幸いだと考えております。

なお、特別委員会は、11月16日10時30分から第4回を開催いたします。その中で高原専門委員に「老親扶養について」、それから大森専門委員に「家族と社会の関係について」という2つのご報告を聞くということになっておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

参考資料

サンケイ新聞「正論」より

10月24日（土） 「積極的家庭政策を打ち出せ」 出生率低下が生む将来危機

伊部英男委員

10月31日（土） 「浮わついていない主婦財テク」 老後には自助努力が必要

高原須美子専門委員

「『正論』」

十日間で、新規会員登録(会員登録料)を完了する。

「『正論』」

三十日間で、新規会員登録(会員登録料)を完了する。

「『正論』」

四十日間で、新規会員登録(会員登録料)を完了する。

「『正論』」

株式会社の運営が、新規会員登録(会員登録料)を完了する。

株式会社の運営が、新規会員登録(会員登録料)を完了する。

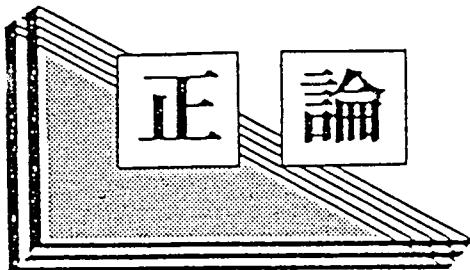
株式会社の運営が、新規会員登録(会員登録料)を完了する。

株式会社の運営が、新規会員登録(会員登録料)を完了する。

株式会社の運営が、新規会員登録(会員登録料)を完了する。

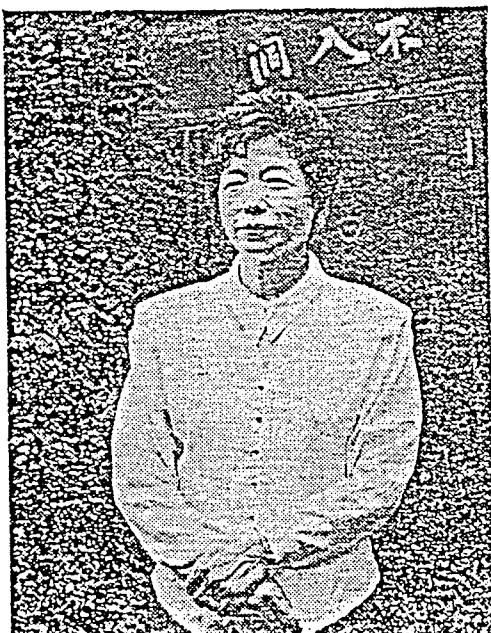
株式会社の運営が、新規会員登録(会員登録料)を完了する。

株式会社の運営が、新規会員登録(会員登録料)を完了する。



「ついていない」財力

老後には自助努力が必要



「Kōroku」

「ついていない」財力

株式会社の運営が、新規会員登録(会員登録料)を完了する。

第4回会合座席表

昭和62年11月16日(月)

午前10:30~12:30

於:共用第8会議室(2階)

伊藤委員○	福武委員長○	山本会長○	政策課長○	事務局
岡崎委員○				○調査室長
河野委員○				○阿藤専門委員
人見委員○				○内野専門委員
大森専門委員○				○清水専門委員
○高原専門委員	○藤原専門委員		○山口専門委員	速記
受付				
入口				

老 親 扶 義

(1) 老親扶義の法的根拠

民法第877条第1項

「直系血族及び兄弟姉妹は互いに扶養する義務がある」

順序は法律上、当該向へに即該す
(旧法は記載無)

旧民法第954条第1項

「直系及ヒ兄弟姉妹ハ互ニ扶養ヲ為ス義務ヲ負フ」

(2) 金銭扶養か引取り扶養か

c f 『国民生活基礎調査の概況』 13頁 表6
14頁 表8

<子との同居に対する意識の国際比較>

国 名	同 居 希 望	非 同 居 希 望	無 回 答
日 本	64. 3	35. 0	0. 8
韓 国	46. 4	52. 8	0. 8
ア メ リ カ	8. 9	90. 8	0. 3
イ ギ リ ス	5. 1	89. 8	5. 1
西 ド イ ツ	19. 4	80. 1	0. 5
フ ラ ン ス	8. 5	87. 2	4. 2

(資 料) 総理府青少年対策本部「国際比較・青少年と家庭」
(昭和57年)

c f 『国民生活基礎調査の概況』 56頁 図5
55頁 表7

(3) 私的扶養か公的扶養か

じゅうきょうのかぎり

恤救規則（明治7年）

「独身ニテ七十年以上ノ者ハ 重病或ハ老衰ニシテ産業ヲ営ム能ハサル
者ニハ 一ヶ年 米一石ハ斗ノ積ヲ以テ給与スヘシ
但 独身ニ非スト雖モ 余ノ家人七十年以上十五年以下ニテ 其身
重病或ハ老衰ニテ窮迫ノ者ハ本文ニ準シ給与スヘシ」

生活保護法第4条第2項

「民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて
この法律による保護に優先して行われるものとする。」

老人福祉法第2条

(昭38)

「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、
かつ、健全で安らかな生活を保障されるものとする。」

c f 『国民生活基礎調査の概況』 21頁 表16
55頁 図4

(4) 要介護老親の扶養

c f 『国民生活基礎調査の概況』 17頁 表11
18頁 表13

扶養義務者の義務がある
子の扶養があるが34%（介護者全14%）である。
扶養はされ

〈扶養義務者の費用徴収基準〉

税額等による階層区分		費用徴収基準月額
A	生活保護法による被保護者（単給を含む）	0円
B	A階層を除き前年度分の市町村民税非課税の者	0
C1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税非課税の者	前年度分の市町村民税所得割非課税（均等割のみ課税） 4,500
C2		前年度分の市町村民税所得割課税 6,600
D1	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税の者であって、その税額の年額区分が次の額である者	30,000円以下 9,000
D2		30,001 ~ 80,000 13,500
D3		80,001 ~ 140,000 18,700
D4		140,001 ~ 280,000 29,000
D5		280,001 ~ 500,000 41,200
D6		500,001 ~ 800,000 54,200
D7		800,001 ~ 1,160,000 68,700
D8		1,160,001 ~ 1,650,000 85,000
D9		1,165,001 ~ 2,260,000 102,900
D10		2,260,001 ~ 3,000,000 122,500
D11		3,000,001 ~ 3,960,000 143,800
D12		3,960,001円以上 その月におけるその措置者にかかる措置費の支弁額

(5) 結論

千葉トク～運へる。
そして、扶養義務者の扱いを要する。

15%
20%
1,328万円
296

表2 アンケート調査対象44町村の概要（老齢人口比率25%以上の町村）

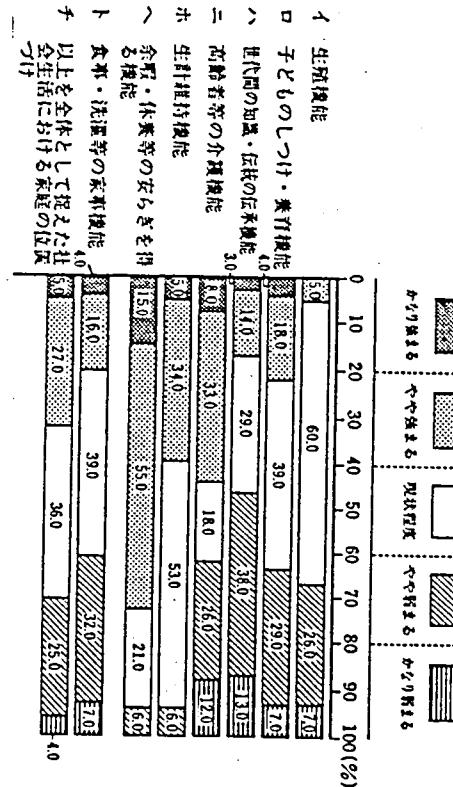
都道府県 No.	コード 市長村名	老年人 口比率 %	住民基本台帳人口			面 積 km ²	世帯数	産業別人口構成比			可住面積 km ²			地域開発 指定状況	歳出 百万円	財政指數			職員・給与				
			61.3.31	56.3.31	増減率 %			I	II	III	宅地	田	畠			1.970	743	14.1	55	一般職員 比率 %	人	人件費比率 %	
			人	人	%			%	%	%	km ²	km ²	km ²			0.15	83	14.1	54	14	人	人件費比率 %	
北海道	015741	大瀬村	31.0	1,626	-1.0	272	562	32	12	54	1	0	6	E	K	1.970	743	14.1	55	54	14	14	
福島県	074454	金山町	25.5	4,419	-4.877	-9.0	294	1,349	32	35	32	1	3	5	E	K	2,472	1,334	0.59	80	12.2	103	23
山梨県	193275	芦川村	27.9	946	-1.038	-9.0	37	285	47	36	16	0	0	1	E	K	497	320	0.05	77	7.7	17	24
長野県	204064	清内路村	25.8	2,848	-3,298	-14.0	370	1,037	20	40	39	0	0	2	E	K	2,158	1,154	0.26	72	7.0	83	18
岐阜県	204099	平谷村	25.0	601	-646	-7.0	77	223	16	37	45	0	0	1	E	I	738	401	0.07	74	16.8	27	21
三重県	214086	坂内村	26.3	841	-968	-14.0	153	321	38	31	30	0	1	1	E	I	941	467	0.10	71	14.5	21	13
奈良県	245631	紀和町	28.3	2,433	-2,809	-14.0	113	1,100	34	29	36	1	1	1	E	H	1,339	752	0.13	87	12.9	54	27
和歌山县	294501	下北山村	25.0	1,659	-1,855	-11.0	136	714	20	30	49	0	0	0	E	H	1,028	595	0.34	75	7.5	41	22
島根県	304271	北山村	28.9	721	-850	-16.0	47	324	24	29	45	0	0	0	E	H	594	330	0.15	80	10.1	19	19
岡山県	303038	美里町	25.7	5,490	-6,030	-9.0	91	1,771	35	32	32	1	3	3	E	K	2,467	1,212	0.12	85	20.0	96	21
325279	知夫村	29.8	951	1,066	-11.0	-14	409	30	24	44	0	0	1	F	K	737	403	0.09	83	12.5	29	22	
325228	布施村	29.7	591	685	-14.0	19	227	37	16	45	0	0	0	F	K	759	302	0.07	84	18.5	23	21	
324442	羽須美村	26.6	2,849	3,041	-7.0	74	993	38	33	28	1	3	1	E	K	2,691	800	0.12	86	19.9	58	50	
324213	温泉津町	26.3	5,363	5,807	-8.0	72	2,012	31	29	39	1	5	3	C	E	1,773	1,081	0.19	86	22.7	77	22	
324434	大和村	25.9	2,529	2,644	-5.0	99	861	35	35	29	0	3	1	E	K	2,590	798	0.12	92	25.3	66	60	
335436	備中町	25.1	4,096	4,574	-11.0	103	1,264	51	25	31	1	4	5	E	K	1,949	1,073	0.29	85	15.9	75	23	
345831	作木村	28.5	2,578	2,862	-10.0	93	839	43	28	0	4	1	E	K	1,894	810	0.12	83	16.8	51	49		
343846	高宮町	26.2	5,218	5,492	-5.0	124	1,641	43	32	24	1	10	3	E	K	2,366	1,063	0.21	80	12.8	65	16	
313269	吉和村	26.1	983	1,060	-8.0	146	398	40	35	24	0	1	0	E	K	1,077	443	0.15	81	12.4	35	34	
345628	総領町	26.1	2,353	2,503	-6.0	70	791	39	33	27	0	3	2	E	K	1,314	644	0.14	84	14.5	44	43	
345423	仲石町	26.0	3,805	3,999	-5.0	104	1,208	46	28	24	1	6	4	E	K	1,675	1,057	0.15	74	9.1	63	25	
345855	三和町	25.8	4,500	4,694	-5.0	74	1,353	48	27	25	1	10	1	E	J	1,785	973	0.21	80	12.6	57	20	
山口県	353035	東和町	35.2	7,200	7,891	-9.0	40	3,257	54	14	30	1	12	F	K	2,948	1,438	0.14	86	12.9	14	17	
353043	橋町	27.4	7,824	8,312	-6.0	29	3,207	43	20	35	1	0	10	F	K	2,613	1,280	0.17	80	15.0	104	18	
353248	本郷村	27.0	1,687	1,857	-10.0	40	613	30	34	0	2	1	E	K	799	455	0.12	90	11.6	34	33		
353027	大島町	25.1	9,529	10,144	-7.0	48	3,843	37	19	42	2	6	8	F	K	2,791	1,519	0.26	78	11.4	105	18	
愛媛県	383554	関前村	28.6	1,436	1,600	-11.0	5	534	60	9	29	0	3	F	K	1,345	481	0.07	90	12.5	37	37	
383546	大三島町	26.2	6,028	6,683	-10.0	43	2,282	52	18	29	1	2	13	F	K	3,038	1,103	0.19	76	12.9	73	12	
383848	柳谷町	25.6	2,056	2,374	-14.0	126	759	41	27	30	0	1	3	E	K	1,801	761	0.17	82	17.5	45	42	
高知県	393827	大島町	28.0	3,168	3,523	-11.0	143	1,261	38	30	31	0	1	4	E	K	1,712	823	0.11	96	25.8	56	51
長崎県	423131	崎戸町	27.5	3,323	3,740	-12.0	14	1,405	27	21	50	1	0	3	D	F	1,443	911	0.15	85	11.4	82	31
大分県	443026	大浦町	26.0	4,874	5,038	-4.0	44	1,664	48	22	29	1	4	10	K	1,650	890	0.15	85	10.0	92	28	
鹿児島県	463426	下甑町	27.5	3,639	4,044	-7.0	38	1,573	45	23	30	1	4	3	K	1,251	727	0.15	79	8.5	57	25	
	463906	香北町	26.3	6,290	6,458	-3.0	132	2,163	44	20	35	1	7	2	E	K	1,900	1,011	0.20	81	7.9	98	25
	463892	上甑村	27.2	2,558	2,699	-6.0	35	1,033	35	26	38	0	1	3	F	K	1,667	710	0.13	82	10.1	55	53
	463055	三島村	27.0	529	594	-11.0	32	256	40	48	0	0	0	F	K	1,828	462	0.06	85	17.9	27	9	
	463914	鹿島村	27.0	1,069	1,062	0.0	9	435	37	28	0	1	F	K	963	368	0.05	79	8.5	24	23		
	463671	吹上町	26.5	11,557	12,127	-5.0	98	4,627	38	22	38	3	8	12	K	2,931	1,648	0.21	77	16.9	126	22	
	463680	金峰町	25.0	9,643	10,381	-8.0	72	3,562	43	26	30	3	10	11	K	2,403	1,478	0.21	82	12.0	124	118	
	473561	渡名喜村	31.9	544	589	-8.0	4	210	38	11	50	0	0	1	K	470	229	0.0					

(2025年の東京のイメージ)

4. 家庭機能の変化

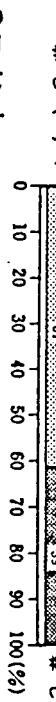
問 核家族化の進行、主婦の就業率の高まり等に伴い家庭の機能はどのように変わっていると考えられますか。各項目について1つずつ○をおつけ下さい。

① 2025年頃には結婚観は多様化している



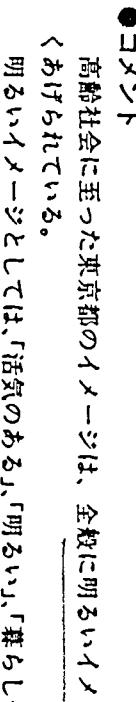
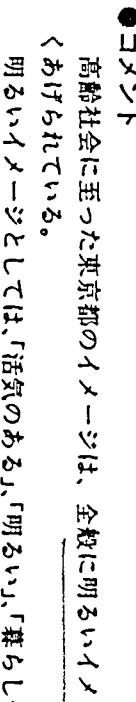
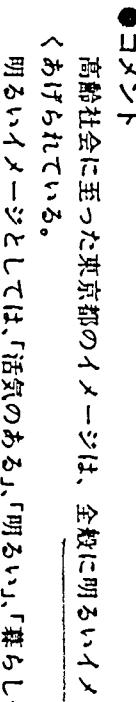
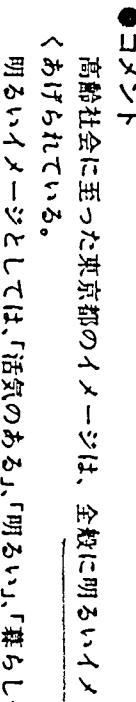
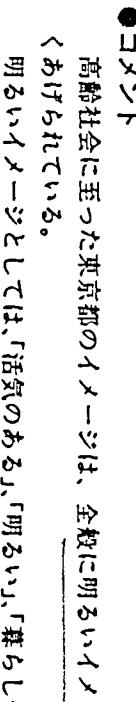
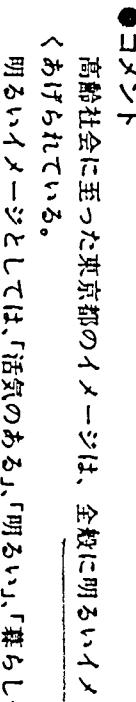
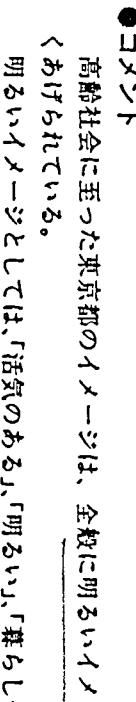
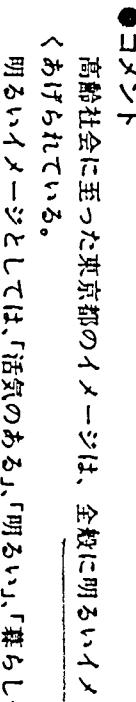
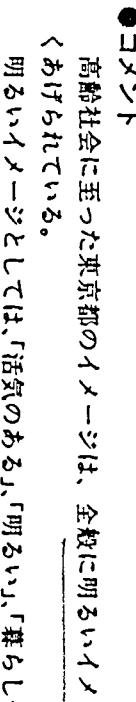
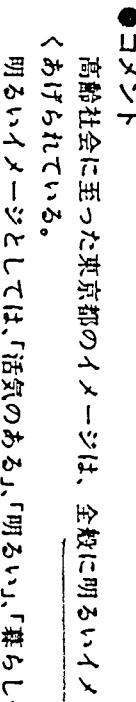
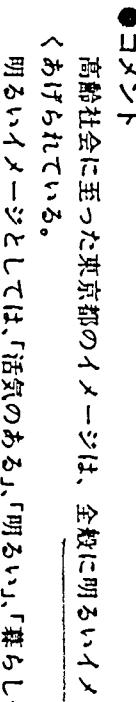
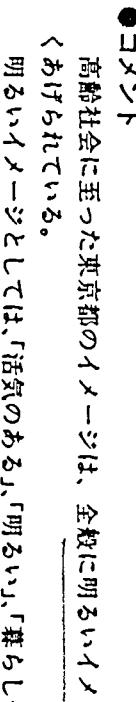
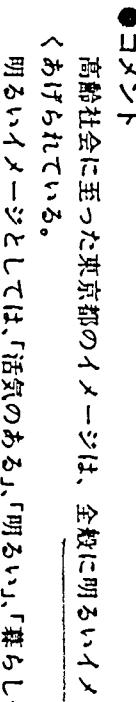
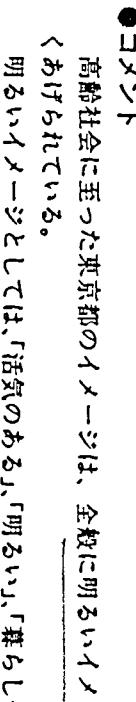
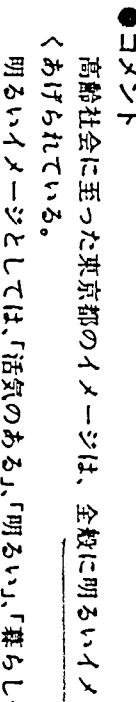
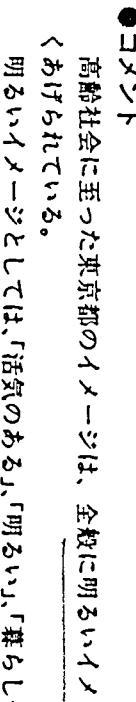
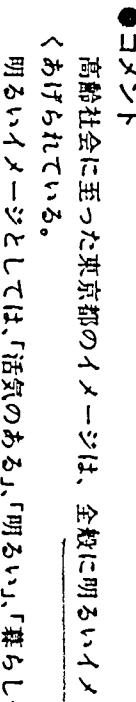
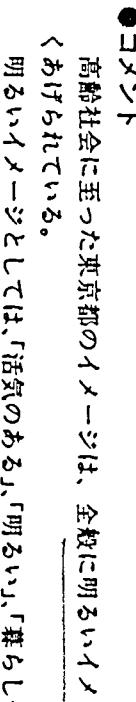
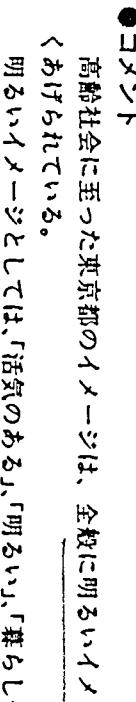
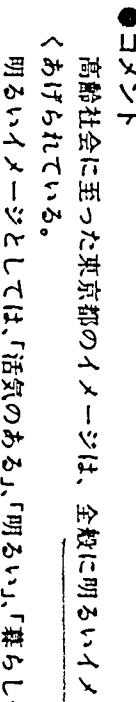
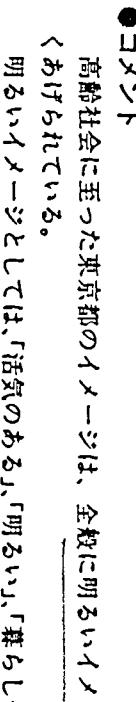
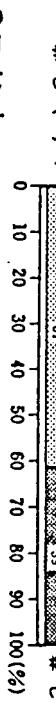
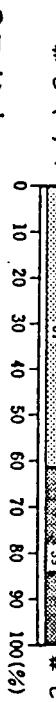
問 上記の変化理由として、主なもの下の項目から1つえらび、ご記入下さい。

- 1 家族意識の高まり
- 2 家族意識の弱さ化
- 3 経済的に他者の介護に依存は無理
- 4 財産相続を前提とした介護機能
- 5 公的サービスが充実
- 6 民間サービスが充実
- 7 価値観の多様化
- 8 経済状況により多様な選択
- 9 その他



問 現在に比べ、2025年頃には家庭の高齢者等の介護機能はどうに変わっていると考えられますか。該当するものを1つ選び、番号をご記入下さい。

- 1 高齢者は元気なうちは子供達と近くで別居
- 2 高齢者には近くて別居と介護機能を備えた高齢者向け集合住宅が必要
- 3 現状程度
- 4 やや弱まる
- 5 かなり弱まる
- 6 「ステップのきめ細かい距離」が多くなっている



問 老後、体が悪くなつて、だれに世話をしてもらいたいと考えますか。

次のうちから1番目に世話になりたいもの、2番目に世話になりたいものの番号を選んで下さい。

※男性もお答え下さい。

表4-1 男女・未既婚別・老後だれに世話をしてもらいたいか(1番目)

G 1、G 2別	合計	25~29歳		25~39歳		地に 居候 る人 々の 助 け あ い	規 成 の 人 々 の 世 話 に な る	そ の 他	無 回答
		男性	女性	男性	女性				
合計	1455	100.0	636	310	326	819	394	425	2.5
友人との交遊の人生	142	9.8	10.2	11.0	9.5	9.4	5.6	12.9	3.0
食事三昧のかうやく人生	1	0.1	—	—	0.1	0.3	—	—	2.8
旅行動中心の人生	22	1.5	1.6	1.9	1.2	1.5	2.0	0.9	0.7
夫婦あいあいの人生	256	17.6	16.5	17.1	16.0	18.4	19.0	17.9	3.5
陶芸や盆栽など創作の人生	446	32.0	32.9	22.6	42.6	31.4	24.1	38.1	16.7
旅相手の人生	55	3.8	4.2	3.2	5.2	3.4	3.3	3.5	2.1
ゴルフや釣りなどのスポーツ人生	109	7.5	7.2	12.6	2.1	7.7	14.5	1.4	1.8
開拓者や拓撲の人生	18	1.2	1.1	2.3	—	1.3	2.0	0.7	0.3
精神的成長の人生	5	0.3	0.2	0.3	—	0.5	1.0	—	1.8
海外で余生をおくる人生	59	4.1	3.9	4.5	3.4	4.2	5.3	3.1	5.6
地政社会に奉仕する人生	31	2.1	2.5	3.5	1.5	1.8	2.3	1.4	5.6
海外シルバーポランティア	2	0.1	—	—	0.2	0.3	0.2	—	—
香や竹籠のコレクション人生	63	4.3	5.3	5.5	5.2	3.5	4.1	3.1	—
扶道の人生	28	1.9	0.9	—	1.8	2.7	2.0	3.3	—
仕事一途の現役人生	18	1.2	1.1	1.3	0.9	1.3	0.8	1.9	—
その他()	16	1.1	1.1	1.0	1.2	1.1	0.8	1.4	—
夢は何もない、 無い答	48	3.3	3.8	3.9	3.7	2.9	3.0	2.8	—
合計	17	1.2	1.3	1.3	1.2	1.1	0.8	1.4	—

(P.95)

(P.93)

表11-2 ライフコース別・老後だれに世話をしてもらいたいか(2番目)

G 1、G 2別	合計	自らの 施設サ ーに入 り受け る人 の助 け あ い		配偶者 や面倒 をみて いる人 の助 け あ い		地に 居候 る人 々の 助 け あ い	規 成 の 人 々 の 世 話 に な る	そ の 他	無 回答
		男性	女性	男性	女性				
合計	1034	392	353	80	22	68	6	113	10.9
従来型	276	34.8	40.6	7.6	2.9	5.8	0.4	8.0	—
非従来型	10	30.0	10.0	—	20.0	20.0	—	20.0	4.3
独身型	23	34.8	43.5	13.0	—	4.3	—	9.5	—
ゆとり地城型	62	40.3	33.9	11.3	1.6	8.1	—	4.8	—
合計	1034	143	126	725	4	6	7	23	2.2
従来型	276	13.4	12.3	70.3	0.7	—	1.1	2.2	—
非従来型	10	30.0	20.0	30.0	—	—	10.0	10.0	4.3
独身型	23	43.5	—	39.1	—	13.0	—	—	—
ゆとり地城型	62	10.3	12.1	77.6	—	—	—	—	—

(P.137)

表11-1 ライフコース別・老後だれに世話をしてもらいたいか(1番目)

G 1、G 2別	合計	自らの 施設サ ーに入 り受け る人 の助 け あ い		配偶者 や面倒 をみて いる人 の助 け あ い		地に 居候 る人 々の 助 け あ い	規 成 の 人 々 の 世 話 に な る	そ の 他	無 回答
		男性	女性	男性	女性				
合計	100.0	37.9	34.1	7.7	2.1	6.6	0.6	10.9	—
従来型	276	34.8	40.6	7.6	2.9	5.8	0.4	8.0	—
非従来型	10	30.0	10.0	—	20.0	20.0	—	20.0	4.3
独身型	23	34.8	43.5	13.0	—	4.3	—	9.5	—
ゆとり地城型	62	40.3	33.9	11.3	1.6	8.1	—	4.8	—

(P.137)

2. 女性の生き方についての指向

問 女性の生き方を結婚、出産と仕事の関係から考へた場合、あなたの望ましい生き方にもっとも近いのは次のどれでしょうか。

※男性もお答え下さい。

① 学校を終えたら就職せずに、できるだけ早く結婚して以後は家庭を守る

② 学校を終えて、結婚あるいは出産まで職につき、以後は家庭を守る

③ 学校を終えて、結婚あるいは出産まで職につき、育児を終えたら再び職につく

④ 学校を終えて職につき、結婚後、出産、育児期間中も仕事を続ければ、以後も働く

表2-1 ライフコース別・女性の生き方

G 2別	合計	①		②		③	④	⑤	無 回答
		男性	女性	男性	女性				
合計	100.0	29	414	432	141	7	11	—	—
%	100.0	2.8	40.0	41.8	13.6	0.7	1.1	—	—
従来型	276	—	44.9	41.3	18.7	—	—	0.4	—
非従来型	10	4.3	17.4	56.5	13.0	4.3	4.3	—	—
独身型	23	—	44.8	35.3	13.8	0.9	—	—	—
ゆとり地城型	62	1.6	40.3	50.0	8.1	—	—	—	—

(P.119)

(P.137)

(P.137)

世代間の負担のルールについて

はじめに

人は、出生から児童期、修学期、労働期、引退、死亡というライフステージを経る訳であるが、児童期、修学期及び引退期には、稼得収入がないので、扶養（所得維持）を受ける必要がある。通例、児童期、修学期の扶養は、親の世代によって行われ、引退期の扶養は、本人の貯蓄（年金をふくむ。）と子の世代により行われる。この扶養手段が欠けるとき、各種の社会的施策が代替をしている。

更に、児童期及び引退期においては、各種のケア（それらを総合して介護といふことにする。）を必要とする。介護は、親又は子の世代の役割であるが、これについても社会的施策が代替することがある。死亡後は、相続という形で、親の資産が子に移る。

この扶養及び介護に関する現在の制度は、親子間の私的扶養、贈与、公私年金制度、相続及び老人ホームなどの社会福祉施設、いわゆるシルバーサービス等がある。

この扶養及び介護については、戦後の社会経済及び価値観の変化によって、戦前における一定のルールが崩壊しながら、未だ新しいルールは確立していない。

ここでは便宜、第二次世界大戦の前と後に分けてそれぞれの理念型を求め、戦前のルールとそれを支える実態は何であったか、そして戦後その実態がどのように変わったか、したがって新しいルールはどうあるべきかを検討してみたい。

I 扶養介護に関する戦前戦後のルールとその問題

(1) 戦前のルールはどうであったか

戦前のルールは、家制度、戸主、夫権、親権及び親孝行のモデルに基づくもので、法定の推定家督相続人（長男）が、戸主の死亡又は隠居の際家督を継ぎ、資産をも優先的に受け継いだ。資産階級を別とすれば、このルールには、農業経営を長男が承継し、親はそのまま長男の許にあって生活し、次、三男は外へ出て商工業に従事（又は他家へ養子）するという実態が背景にあった。

次、三男が、商工業に従事するのは、義務教育修了直後であって、教育の期間は比較的短く（6～8年）、しかもこの期間中といえども、家業や家事に従事することが多かった。

次、三男は都会で結婚し生活する上で、現在のような多額の結婚費用を必要とせず、また住宅も貸家の形で比較的容易に入手でき、特別の費用を要しなかった。次、三男は親の扶養も期待されていなかったが、親も都会にいる次、三男に失業の場合などに帰郷することを認めることはあるても、特別の費用を負担することはなかった。

(2) 戦後のルールはなぜ混迷しているか

これらの慣行を支えた実態に、戦後著しい変化が生じた。

第一に、戦後は我が国は雇用者化が進み、今や雇用者中心の国となったことを挙げなければならない。雇用者化は、都市への人口集中をもたらし、長男一農村、次、三男一都市で商工業従事というパターンは変わり、今や長男を含め都市に住み、商工業に従事し、親は農村に取り残されるか、都会にいる子供のどれかと住むことが多くなった。

夫婦だけ又は高齢者の独り暮らしも少なくない。雇用者化は、核家族化をすすめ、定年による稼得活動からの引退をもたらすので、この意味でも親の家庭内における地位を不安定とした。

第二に、教育水準の向上がある。戦後義務教育も6年から9年に延長されたが、この期間中でも教育の競争が激しく、就学前の就園や塾などが普通となり、家業や家事への貢献は期待されない。

高校進学率はほとんど100%となり、大学でさえ短大を含めた進学率は同世代の40%に近い。義務教育前の就園率も向上し、入学試験の激化は塾や予備校、補習教育等の形での教育費負担を増嵩させている。

第三に、戦後の所得水準の向上によって、国民の9割以上が中流意識をもち、生活水準や態様も標準化されたので、結婚生活に入る準備や結婚に関する費用も高くなり、また住宅設備についても相当の負担が必要となった。

これらの変化によって生じた負担の増加は、学生時代はもとより、就職後においても本人に負担する能力は乏しいので、結局親がその全部又は一部を負担することとなる場合が多い。この負担は、戦前のルールで言えば、「扶養」に属するものではなく、むしろ、親から子に対する好意の表現とみるべきであるが、子の方では単なる扶養の延長（親の義務）としか考えない傾向がある。

第四に、戦後の平均寿命の延長も重大な要素である。戦前は、平均寿命は50歳未満であったから、子が親の扶養介護に当たる期間は比較的短期間であったが、戦後は男女とも70歳をこえる状況であって、高齢者の介護扶養を高齢になった子が行うとか、高齢者の世話を孫が当たるとかのケースもあり、夫婦で何人もの高齢者の世話を当たる必要がある等のケースもある。

新民法の相続についての国民の受け取め方は、法定相続分を原則と考え、遺言を法定相続分の例外、遺留分を遺言の制限（家制度の名残）と考えたのではなかろうか。このため、被相続人（親）の子に対する交渉（資産の配分と介護）の立場をも著しく弱められた。

核家族化等に伴う親の地位の不安定化は、年金制度に関する関心を高め、戦後国民皆年金体制が成立し、その後被用者については従前所得の6割を目途とする年金制度が成立した。

公的年金制度は、当面の中高年層を比較的優遇するので、若年層からは自分のためと称して集められている保険料が、実は中高年層のために費消され、自分達が年金を受けるときは、年金制度の維持は困難となり、バカを見るのではないかという不満や不安が続いているという見方もある。

昭和61年4月に施行された新年金制度では、全国民に適用される基礎年金は賦課式（後代負担）で運営され、報酬比例部分の厚生年金も完全な積立ては行っていない。

（2）民法改正の問題点

遺産相続については、民法第900条で法定相続分が定められ、子及び配偶者の相続分は、各1/2とし、子が数人あるときはその間で均分とすると定められた（昭和55

年改正後の同条第1号）。ただし、有効な遺言があれば、法定相続分と異なった配分を定めることができるが、遺留分（直系尊属は1/3、その他は1/2）の制限があり、生前贈与や特別受益者については、配分上考慮される。なお、財産上の給付、療養看護などにより相続財産の維持又は増加に寄与した相続人にも配慮されることとなってい（第904条の2）。民法上の建前は、遺言（遺留分等の制限はあるが）によって自由に財産を処分し、遺言がないときに法定相続分が発動するという仕組みであるが、民法の相続の効力の各則のトップに法定相続分の規定があるため、一般にはこれが原則と考えられた。昭和55年の改正で被相続人の財産の維持又は増加につき特別の寄与をしたときは、考慮する旨の改正が行われた点は一つの前進であるが、介護に大きな役割を果たす長男の娘は何の権利も与えられていないなどの問題がある。

戦前の相続制は、資産=経営の移譲と親の扶養が対になっていたのに対して、戦後は均分制となり、均等に義務があるということで、しかも家業の継続は前提としないので、実は誰も親の扶養介護を履行しないということとなったのである。

戦前の家督相続は、家業（主として農業）の承継を前提としており、その基盤としての土地、家屋、山林等は数代にわたり形成されたものであり、これを後代に引き継ぐことは、現役世代の重大な責任であり、この意味で遺留分ないし家督相続にも意味はあったのであるが、現在の資産は大部分現役世代の一代で作り上げたものであり、家業の承継もないので、国が私有財産の処分につき遺留分、法定相続分という形で介入する根拠は少なくなっているといわなければならない。

憲法の私有財産の自由処分という原則を、国は公益上制限することができるにしても、現行相続法を支える「公益」は既に失われているのである。

II 今後のあるべきルールについての提案

以上の経緯を考えると、次のような法律上及び慣行上の改正を行うことが適当である。

1 法制度の改正

(1) 相続制度の改正

相続は、遺言によることを原則とする。ただし、配偶者及び未成年の子、障害のある子等については、従前の生活が保障されるよう措置を講ずること。遺言のないときは現行どおりとする。

(2) 年金制度の改正

(ア) 負担

新年金制度は、新法施行時60歳以上者及び受給権者については旧法によるものとし、それ以外の全国民に基礎年金、被用者については厚生年金の二階建年金の新制度が適用されることとなった。基礎年金は賦課式（当該年度の保険料に要する費用をそのときの被保険者が負担する。）で賄われ、二階建部分（報酬比例分）は、積立式（将来の給付に備えて積み立てる。）で賄うことを基本としているが、実際には給付に必要な積立を全額行っているわけではない。

前述の現在の若年層からの不満は、従来充分な積立を行っていなかった中高年層のための費用を将来の世代に負担させることに対するものである。

(イ) 教育期間が延長されたのに伴い親の負担は増加しており、2子で高校卒までを考慮しても、男子が30歳で結婚し、5年後に次子が生まれるとすると、次子が高校を終えるときは、親は53歳前後になっており、もし大学卒を前提とすれば57歳前後となる。引退期間が65歳に始まるとしても、その間に老後の備えをすることは困難であって、老後生活の基礎的部分である基礎年金は、後代負担である賦課式で賄うこと一世代間の連帶一が適当である。なお、基礎的部分は、生活費や物価の変動に対応されて調整されなければ無意味であるが、これを事前積立て賄うのは困難が多いので、各世代が前世代の費用を負担するのが望ましい。諸外国でもこのような形で、年金制度が維持されている。このルールの確立によって、現在の若い世代も、自分の老後については、次の世代の負担を期待できよう。

引退世代の生活は、結局はなんらかの形で後代の負担となるのであるから、もっとも合理的な方法であろう。

現在の中高年層は、年金制度そのものへの拠出は比較的少ないとされるが、年金制度の未発達又は未成熟の状態の下で、家庭内でその先代の扶養、介護に当たったこと、戦後の厳しい経済社会状況の下で、乏しい収入の中から現在の社会資本生産資本を整備し、次の世代の教育を行い、現在の経済の水準を達成したことも評価し、前述の経過的負担も、現役世代が負担すべきである。

(ウ) 基礎年金部分を上回る厚生年金のスライドは高年金者にも行うこととされているが、前述の親の努力を考慮して後代負担とすることにも、理由がない訳ではないとみられる。

(3) 老後貯蓄

職域年金を保護育成するとともに、自営業者についても国民年金制度を活用するなどして、無税貯蓄の機会を与える。(優は、高齢者には存置されたが、高齢者なってからの優では間に合わないので、アメリカのI, R, Aに準じた若年のときからの老後貯蓄(60歳まで引き出しを認めない。)制度を設ける。

2 福祉サービス等の費用の財産からの充当

扶養及び介護に欠けるときは、社会的手段が代行又は援助する。現在は在宅では、各種の在宅サービス、又は世話する世帯への援助サービスが発達している。当初は、低所得世帯が主な対象者で、公的サービスを中心であったが、一般世帯にもニードがあることから、いわゆるシルバー産業が進出している。前者については、多様なニードをもつクライエントに充分対応しているかという問題や、子の世帯がどの程度利用料を負担しうるかという問題がある。後者については、利益追求の企業が適当なサービスを提供できるかという問題がある。最近、高齢者も相当の資産をもつこともあり、社会福祉施設における扶養介護は生活保護等を受けている高齢者が死亡したとき、従来ほとんど扶養介護を行っていない子に相続権をそのまま認めてよいか、むしろ従来扶養介護に当たっていたのは、公的サービスを行った国及び地方公共団体、納税者であるから、これらが相続財産から優先して公的サービス

の費用を回収すべきだという議論もある。

民法第904条の2で、寄与分について考慮することが認められたが、あくまで相続人に限られている。このため、嫁など相続人でない人が介護扶養しても、遺言がない限り遺留分及び法定相続が優先する。

そこで、扶養介護を第三者に委託し、その支払関係を一定の形式（例えば公正証書）で定めたものは、遺言に準じた取り扱いとし、国又は地方公共団体が介護扶養したとき（特養への入所、生活保護等）については、相続財産から優先して支払いを受けることができるとしている。これによっていわゆるシルバーサービスも、参入できる可能性が生じよう。

なお、相続財産から福祉サービス等の費用を回収することとする場合は、現在扶養義務者からも行っている費用徴収の制度を見直す必要があろう。

3 老後生活慣行の変革

(1) 親子契約の慣行

親及び子との間で、高等教育、結婚、住宅等の特別受益や親の扶養介護等を含んだ親子契約の習慣をつくり、親子間でルールをハッキリさせる。

(2) 結婚問題

一人となった高齢者どうしが結婚するのは、一つの生き方であるが、現在は主として、相続分の減少をおそれる子の反対が障害となることが多い。子が親の生き方に意見をもつことは認められるにしても、高齢者の幸福を中心に考え、暖かく是認し、見守る姿勢が望まれる。

有料老人ホームなどの入居についても、資産問題という観点からではなく、専ら高齢者の福祉を中心に考えることが望ましい。この意味でも、現行相続制度には問題があるといわなければならない。

昭和62年11月6日

注：小椋正立（埼玉大学教養学部助教授）、入見康子（慶應義塾大学法学部教授）、福武直（座長・東京大学名誉教授）、堀勝洋（社会保障研究所調査部長）、安川正彬（慶應義塾大学経済学部教授）及び伊部英男を以って構成される「世代間の負担に関する研究会」は、年金制度研究開発基金の研究費により昭和61年度及び昭和62年度にわたり熱心に研究討議が進められたが、ここに提言したメモは、この論説をふまえて伊部英男の責任でまとめたものである。



1 0 3 9 0 1

B